第6期地域福祉実践計画

(令和3年度~令和7年度)



令和3年3月

社会福祉法人 知内町社会福祉協議会

はじめに

知内町社会福祉協議会は、平成元年6月に社会福祉法人の設立認可を受け、その後、第1期の「地域福祉実践計画」を策定し、本年3月に終了した第5期まで5つの地域福祉実践計画を実践して来ました。

平成27年度に策定した「第5期地域福祉実践計画」(平成28年度~令和2年度・5ヶ年計画)では「ともに支え合い笑顔で暮らせる福祉のまちづくり」を基本目標に73事業に取り組んで来ました。実践にあたっては、地域福祉の現状と課題を把握するとともに、地域の誰もがその人らしく安心して、地域で共に支え合い暮らしていけるようにするため「我が事・丸ごと」の精神を踏まえた様々な活動や取り組みをして参りました。

また、令和2年度は、計画の最終年となることから73事業について評価委員会で、各事業の「達成度」「必要性」「効率性」「広報実施」等について評価を行い、その評価については「第6期地域福祉実践計画」(令和3年度~令和7年度・5ヶ年計画)に反映することと致しました。

この度策定した「第6期地域福祉実践計画」では、急速に進む少子高齢化や人口減少、個人情報保護の尊重などの社会情勢を踏まえながら、誰もが住みなれた地域で、 共に支えあい、助けあって、安心して暮らし続けられることを目指し、福祉の原点 は、地域にあることを踏まえ、基本目標を「ともに支え合い笑顔で安心して暮らせる 福祉のまちづくり」と設定し、地域共生社会の実現を目指してまいります。

具体的な事業の実現に向けては、最善の努力を傾注しなければならないものと、 考えているところでもありますので、町民の皆様におかれましては、新型コロナウ イルス感染拡大による影響で、不安を抱えながらの毎日だと思いますが、ご理解と ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご提言をいただきました策定委員会委員の皆様はじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様、関係機関各位に厚くお礼を申し上げ、「第6期地域福祉実践計画」策定にあたってのご挨拶といたします。

令和3年3月

社会福祉法人 知内町社会福祉協議会 会長 藤 谷 利 弘

目 次

はし	ごめに	• • • 1	社会福祉法人	人 知内田	丁社会福祉協	協議会	会長 藤名	 含利弘	
I	基本事	9項•	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • •	• • • •	•• 1	l~3
2	2. 「社会		とは 議会」とは 践計画」と						
2		だと課題 理念 目標	本目標・基≥	本計画		• • • •	• • • •	•• 4	∤~ 6
	1. 地域 2. 住民 3. 地域	成の課題で に一人ひで はづくりを	表 (基本計 を整理共有し とりの生活語 を主体的に担 に対応し、角	ノ、解決す 果題を整理 目うひとこ	するための付 里し、解決し びくり	ノていくだ	くり Eめの体制	·	~10)
	1. 地域 1) 多 2) - 3) 高 4) 防	域の課題 移様な方 - 人暮ら ら る齢者が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	重点推進項 を整理共有し 法による住民 人の高齢者等 気軽に集うる 気軽に等等 で数、消費者	ン、解決す 民ニーズの 等の見守り ことのでき を援者への)把握と地域)体制の整備 る「ふれあ)支援体制	域の課題指 情 らいサロン	当握 ノ」の整例	莆	~3.4 ^{怪備}
2	1)認 2)E 3)離 4)高	知症高層 開常的な 難者、- 翻者虐待	とりの生活語 計者や家族/ 生活、通院等 一時的生活を 寺、障がいる ナービス等の	への支援を 等に係る高 困難者へ <i>の</i> 皆差別、児	×制の整備 §齢者・障た ○支援整備 記童虐待なと	がい者への	D支援整例	苗	
3	1) 中 2) 中 3) 住	高年ボー 高生を対 民主体(を主体的に担 ランティアの 対象とした初 の地域福祉に 団体に対する	D発掘と育 晶祉教育 <i>0</i> 舌動を担う	f成 D推進		の検討	• 協力	

- 4. 課題に柔軟に対応し、解決していくための社協組織づくり
 - 1)地域福祉の推進役としての社協組織の住民理解の推進
 - 2) 地域福祉活動団体への支援強化
 - 3) 社協の中長期的な経営方針の検討
 - 4) 自主財源の安定的確保
 - 5) 町・関係機関との連携強化
 - 6) 役職員の資質の向上と法令遵守の徹底
- ∇ 資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 35~46
 - ① 第6期地域福祉実践計画推進要綱
 - ② 第6期地域福祉実践計画策定委員会設置要綱
 - ③ 第6期地域福祉実践計画策定手順
 - ④ 第6期地域福祉実践計画策定のスケジュール・委員名簿
 - ⑤ 第6期地域福祉実践計画策定委員会答申書 写
 - ⑥ 住民意識アンケートの結果

I 基本事項

1.「地域福祉」とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住 民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組 む考え方です。

「社会福祉法」は、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進することの重要性が法に明記されたことは、これからの社会福祉の方向性をあらためて示したものです。

これまで社会福祉協議会では、何らかの支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ、手助け等の支え合いや、地域社会の共通問題の解決に向けた活動をはじめ、ホームヘルプサービスや移送サービス等の在宅福祉サービス、ボランティア活動等、それぞれの地域に根ざした地域福祉の実践を進めてきました。

また、高齢者とボランティアがともに企画・運営し、楽しい時間を過ごす活動である「地域いきいきサロン」が各地域において展開され、地域福祉実践の動きは進展してきています。

地域福祉は、ホームヘルプサービスや「福祉サービス利用援助事業」(日常生活自立支援事業)といった法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

その中核となるのが、町内会であり、地域であり、そこに暮らす人々でなければなりません。

そこに住む人々が

- 自分でできることは自分でする「自助」
- ・家族や友人で助け合う「互助」
- ・周りの人たちと助け合う「共助」
- 公的なサービスや制度を利用する「公助」

を理解し、その地域の福祉力を高める基礎として、地域社会での支え合い活動の取り組みの推進が大切です。

2. 「社会福祉協議会」とは

「社協」の略称でも知られている社会福祉協議会は、全国の各都道府県や市区町村に設置され、地域福祉の向上に向けてさまざまな活動を行っています。

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。

また、社会福祉協議会は、それぞれの地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童 委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関 係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活するこ とのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

知内町社会福祉協議会では、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するためにホームヘルプサービス(訪問介護)やいきいきサロンをはじめ、さまざまな福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

また、町内会と連携協力し、シニア有償ボランティアや子ども見守り隊、安否見守り活動、自主防災組織の運営の支援を行い地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。



3. 「地域福祉実践計画」とは

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会(社協)がどのような福祉のまちづくりを目指しているか」を地域住民に明らかにするものです。

当社協では、法人化以降、第2期(平成5年~平成14年)、第3期(平成15年~平成19年)、第4期(平成23年~平成27年)、第5期(平成28年~令和2年)と「地域福祉実践計画」に取り組んでいます。

地域福祉実践計画は、「基本理念・基本目標・基本計画書」、「実施計画書」という2本の計画で構成されています。

- 〇「基本理念・基本目標・基本計画書」は、福祉のまちづくりの理念と地域の現 状と課題を整理し解決するための仕組みについてまとめています。
- 〇「実施計画書」は、当社協の組織、運営、経営の強化を含めた中長期的な地域 活動の推進計画であり、より実行力のある内容となっております。

計画実施にあたっては、地域住民やボランティア、行政、関係諸機関、社会福祉関係者等の支援、協力が必要であります。



Ⅱ 第6期地域福祉実践計画基本理念・基本目標・基本計画

1. 現状と課題

○知内町の地域の現状と課題

知内町の令和3年2月1日現在の人口は、4,182人、65歳以上の高齢者は1,685人で、高齢化率は40.3%となっています。

また、既に高齢化率50%を超える限界集落も存在し、40%を超える町内会が8町内会あることから限界集落がさらに増えることが予想されます。

特に、令和3年3月の町高齢者保健福祉計画の中の高齢者の将来推計では、町全体の人口が、平成27年度から令和2年度までの5年間で約10.3%の減少となり、令和3年度以降も引き続き減少傾向にあり、また、65歳以上の高齢者人口については、5年間で約5.1%増加し、現役世代が急激に減少するといわれる令和22年度には、高齢化率が約50%超の予測となっています。

今後、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯など支援を必要とする高齢者がさらに増えると見込まれることから、地域で支える体制づくりが重要となってきますが、人口減少・高齢化が進行する中で、地域福祉を担う人材が不足することが課題となってくると考えます。

○知内町社協の現状と課題

知内町社会福祉協議会は、平成元年6月に社会福祉法人の設立認可を受け、その後、第1期の「地域福祉実践計画」を策定し、本年3月に終了した第5期まで5つの地域福祉実践計画を実践して来ました。

地域福祉を推進する中核的団体として社会福祉法にも位置づけられ、社会福祉協議会本来の使命である地域福祉事業推進のため、各種福祉サービスを実施していますが、地域住民からの期待も一層高まっており、これまで以上に地域と連携協働していくことが重要であり、限られた予算・職員体制でありますが地域福祉事業推進のためより一層努力することが必要になって参ります。

〇福祉活動の現状と課題

町内会を中心に行われている「社協安全・安心ささえ愛活動事業」における「いきいきサロン」は、町内全13地区で実施しており、令和元年度においては、56回開催、参加者848名・参加スタッフ570名を数えるに至っており、継続して実施されている状況にあります。町内会にお願いしている「除雪サービス」、「有償福祉ボランティア活動」、「子ども見守り活動」と福祉ボランティアにお願いしてい

る「安否確認サービス」等の福祉活動も、継続して実施されている状況にありますが、「有償福祉ボランティア活動」においては、4組織と少ない状況であり、積極的な地域への呼びかけが必要と考えます。

また、自主防災組織は、令和元年度において町内全13地区で組織化され、それ ぞれ自主的な活動も実施しております。

しかし、今後も高齢化がより進行することは確実であり、そのような実態を踏まえ幅広く健康で元気な高齢者も増えることから、サービスの受け手側ではなく、積極的に担い手側として活躍も期待できることから、福祉活動に協力願えるよう理解していただくことが地域の活性化に必要なことであります。

今後も未組織地区での組織化や既存組織への運営などの支援の強化が、必要になって参ります。

◇◆◇ 基本理念 ◇◆◇

地域住民が主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」実現のため 地域、福祉組織、関係団体協働のもと住民ニーズと地域課題を把握 し、町民一人ひとりの願いや思いに答える活動を積み重ねながら、安 心・安全の「福祉のまちづくり」を目指します。

♦♦♦ 基本目標 ♦♦♦

ともに支え合い笑顔で安心して暮らせる福祉のまちづくり

◇◆◇ 基本計画 ◇◆◇

1. 地域の課題を整理共有し、解決するための仕組みづくり

人口減少とともに少子高齢化が進行する中で、地域のネットワーク化や住民同士の助け合いの仕組みづくりが、さらに必要となることから、地域の課題を整理のうえ既存事業を整理し支援体制の強化を図って参ります。

2. 住民一人ひとりの生活課題を整理し、解決して行くための体制づくり

高齢者や障がいを持っている方、生活に困窮している方等の生活課題を受け止めるとともに解決するための方策について地域、関係機関と連絡を密にしてより良いサービスを提供できる体制を作って参ります。

3. 地域づくりを主体的に担うひとづくり

人口減少が進むため、地域づくりを担う新規のボランティア確保は厳しい現状にあることから、健康高齢者に地域活動の担い手になっていただくための話し合いや講座等を積極的に開催して、住民間の支え合い体制を整備して参ります。

4. 課題に柔軟に対応し、解決して行くための社協組織づくり

地域福祉の推進役として社協の体制を強化して来ましたが、住民からの社協 に対するニーズも年々増えております。地域の社会福祉法人としてニーズ把握 をしっかり行い、新たに教育関連団体や経済関連団体等と協力体制を構築して 新たな地域福祉を進めて参ります。

Ⅲ 第6期 地域福祉実践計画総括表

***	=			年	次 計	画	
基本計画	重点推進項目	実践項目・事業名	თ	4	5	6	7
1. 地域の課題を 整理共有し、解 決するための 仕組みづくり	1) 多様な方法による住民 ニーズの把握と地域の 課題把握	イ 住民に対し福祉に関するアンケート調査の実施 ロ 社協実施事業(地域支援事業・介護保険事業)関係者からの ニーズ・課題の把握 ハ 福祉関係団体代表者連絡会議の開催 ニ 地域福祉懇談会の開催	0 00	0 0 0	0 00	0 00	0
	2) 一人暮らしの高齢者等 の見守り体制の整備	イ 現行安否見守り体制の強化 ロ 電話・訪問サービス等のボランティア担い手の育成 ハ 見守り、安否確認ネットワーク連絡会議の開催 ニ 「一人暮らしの高齢者等」安否見守り対象者名簿の作成	0000	0000	0 0 0 0	0000	0000
	3) 高齢者が気軽に集うこ とのできる「ふれあいサ ロン」の整備	イ 住民主体による「地域いきいきサロン」の運営 ロ サロンサポーターなどボランティアの育成確保 ハ サロン運営者連絡会議の開催 ニ 常設サロン開設の検討	0000	0000	0 0 0 0	0000	0000
	4) 防災並びに災害時要支 援者への支援体制	イ 町内会自主防災組織運営支援 ロ 災害時要援護者等への炊出し訓練の実施 ハ 「災害時要支援者」支援マップの作成 ニ 災害時支援ボランティアの啓発、登録促進	0000	0000	0 0 0 0	0000	0000

				年	次計	曲	
基本計画	重点推進項目	実践項目・事業名	3	4	5	6	7
	5)	イ 被害防止関係情報の社協だより、ホームページ、町広報への掲載	0	0	0	0	0
	振り込め詐欺消費者被	ロ 「いきいきサロン」での被害防止説明の実施	0	0	0	0	0
	害の防止・救済のため	ハ 訪問介護サービス対象者への被害防止の徹底	0	0	0	0	0
	のネットワークの整備	二 法律関係機関との情報交換会の開催	0	0	0	0	0
2.	1)	イ 認知症の理解に関するセミナーの開催	0	0	0	0	0
住民一人ひと	認知症高齢者や家族へ	ロ 「認知症サポーター」育成への支援	0	0	0	0	0
りの生活課題	の支援体制の整備	ハ 日常生活自立支援事業の援助体制強化	0	0	0	0	0
を整理し、解決		二 市民後見の相談及び後見人の育成強化	0	0	0	0	0
していくため	2)	イ 福祉有償運送(移送サービス)の適正な運営	0	0	0	0	0
の体制づくり	日常的な生活、通院等	ロ 日常的な生活支援ボランティア登録促進	0	0	0	0	0
	に係る高齢者・障がい	ハ 福祉有償運送(移送サービス)制度対象外へのサービス実施の	0	0	0	0	0
	者への支援整備	検討					
	3)	イ 生活困窮者への自立支援相談	0	0	0	0	0
	離職者、一時的生活困	ロ 資金情報制度の社協だより、ホームページへの掲載	0	0	0	0	0
	窮者への支援整備	ハ 民生・児童委員と連携した貸付世帯への生活支援・償還指導	0	0	0	0	0
	4)	イ 高齢者虐待事例対応体制の整備	0	0	0	0	0
	高齢者虐待、障がい者	ロ 障がい者差別の解消事例対応体制の整備	0	0	0	0	0
	差別、児童虐待など総	ハ 児童虐待事例対応体制の整備	0	0	0	0	0
	合相談機能支援体制の	二 地域の関係機関との連絡会議の開催	0	0	0	0	0
	整備						

				年	次計	画	
基本計画	重点推進項目	実践項目・事業名	3	4	5	6	7
	5)	イ 訪問介護事業の推進	0	0	0	0	0
	介護保険サービス等の	ロ 生活支援コーディネーター配置を支援	0	0	0	0	0
	質と量の確保	ハ 居宅介護支援事業の推進	0	0	0	0	0
		二 障がい者福祉サービスの継続と充実	0	0	0	0	0
3	1)	イ ボランティア発掘のための地域との話し合い	0	0	0	0	0
地域づくりを	中高年ボランティアの	ロ ボランティア募集の社協だより、ホームページへの掲載	0	0	0	0	0
主体的に担う	発掘と育成	ハ シニア有償ボランティア組織運営と設立支援	0	0	0	0	0
ひとづくり		二 健康高齢者の地域活動への担い手としての参加	0	0	0	0	0
	2)	イ 福祉協力校の指定と学習・活動機会の提供	0	0	0	0	0
	中高生を対象とした福	ロ ボランティア入門講座(中高生対象)の開催	0	0	0	0	0
	祉教育の推進	ハ 中高生ボランティアの必要性についての懇談会の開催	0	0	0	0	0
	3)	イ 地域福祉活動リーダー養成講座の開催	0	0	0	0	0
	住民主体の地域福祉活	ロ ボランティアリーダー養成研修会への参加	0	0	0	0	0
	動を担うリーダーの育	ハ 当事者組織間の交流会の開催	0	0	0	0	0
	戍	二 町内会事務局体制の強化支援	0	0	0	0	0
	4)	イ 共同募金委員会事務局の運営	0	0	0	0	0
	福祉関係団体に対する	ロ 身体障害者福祉協会事務局の運営	0	0	0	0	0
	運営協力と自主運営に	ハ 婦人赤十字奉仕団事務局の運営	0	0	0	0	0
	向けての検討・協力	ニ ボランティア連絡協議会事務局の運営	0	0	0	0	0
		ホ 福祉団体自主運営化に向けての検討・支援	0	0	0	0	0

	=	+ ab - = + W - =		年	次計	画	
基本計画	重点推進項目	実践項目・事業名	3	4	5	6	7
4 課題に柔軟に 対応し、解決し ていくための 社協組織づく	1) 地域福祉の推進役とし ての社協組織の住民理 解の推進		0 0	0 0 0	0 0 0	000	0 0 0
で の Manual May フィ	2) 地域福祉活動団体への 支援強化	イ 社協安全安心ささえ愛活動支援事業助成 ロ 町内福祉関係団体への支援	0	0 0	0 0	0 0	0 0
	3) 社協の中長期的な経営 方針の検討	イ 地域福祉実践計画評価委員会の設置と開催 ロ 町からの委託事業の検証 ハ 訪問介護・居宅支援事業所運営の検証 ニ 適正な職員処遇改善の実施	0 0 0 0	0000	0000	0000	0000
	4) 自主財源の安定的確保	イ 会員会費制度の充実 ロ 共同募金委員会との連携による募金制度の理解推進と募金額の増 ハ 自主財源となる収益事業の検討	0 0	0 0 0	0 0 0	000	0 0 0
	5) 町・関係機関との連携 強化	イ 町と社協との懇談会開催 ロ 教育関連団体や経済関連団体等との協力体制構築 ハ 制度・政策への提言機能の強化 ニ 感染症予防対策の連携	0 0 0 0	0000	0000	0000	0000
	6) 役職員の資質の向上と 法令遵守の徹底	イ 法令遵守・リスクマネージメントに係る機能強化 ロ 資格取得促進による専門職の確保と養成 ハ 役職員研修会への参加	0 0	0 0 0	0 0 0	000	0 0

№ 第6期 地域福祉実践計画 実施計画書

知内社会福祉協議会

基本計画1 地域の課題を整理共有し、解決するための仕組みづくり

人口減少とともに少子・高齢化が進行する中で、一人暮らし・寝たきり・認知症等の高齢者や高齢者のみの世帯、体の不自由な方等、不安な状況の中で暮らしている方がたくさんいます。このような援助を必要とする人は、誰もが住み慣れた地域の一員として認められ、家族や隣近所の人々と温かい絆を保ち、みんなで支え合いながら、笑顔で自立した生活のできる安心・安全な地域社会を望んでいます。こうした人々の願いをかなえ、心穏やかな生活を支えるためには、地域ネットワーク活動や住民同士の助け合いの仕組みづくりが必要不可欠です。

この仕組みは、地域住民と保健・福祉・医療関係者との協働による支え合い活動により、地域全体で住民ニーズの把握 問題把握、課題解決の取り組みを可能にします。

しかし、あくまでもこの仕組みの中核となるのは、それぞれの町内会であり、地域であり、そこに暮らす人々でなければなりません。それぞれの地域の人々が、自分で出来ることは自分でする「自助」家族や友人さらには近隣住民と声かけや見守りなど、住民同士で助け合う「互助」地域で支え合う「共助」の精神を理解し実践すること、さらには、仕組みづくりから課題解決まで一連のことに関わること自体が、その地域の福祉力を高める基礎となり、福祉のまちづくりにつながることになります。

以上の考え方をもとに、「地域の課題を整理共有し、解決するための仕組みづくり」を推進します。

	実践項目・事	業名				年	欠 計	- a		備も	善
重点推進項目	具体的事項	事業 区分	財源 区分	関係機関	3	4	5	6	7		
1) 多様な方法に よる住民ニー ズの把握と地 域の課題把握	イ 住民に対し福祉に関するアンケート調査の実施 ・地域懇談会出席者や各町内会役員等に対しアンケート調査を実施する。 (地域福祉実践計画作成の前年に実施)	単独	自主	町内会等					0		
	□ 社協実施事業(地域支援事業・介護保険事業) 関係者からのニーズ・課題の把握 ・ホームヘルプサービス利用者、地域支援事業利 用者等から様々なニーズや課題を把握する。	単独	自主	民生児童委員 福祉関係ボランテ ィア 包括支援センター	0	0	0	0	0		
	ハ 福祉関係団体代表者連絡会議の開催・老人クラブ、身体障害者福祉協会、しりうちボランティア団体連絡協議会との懇談の中から様々なニーズや課題を把握する。	単独	自主	老人クラブ しりうちボ連協 身障者福祉協会	0	0	0	0	0		
	一 地域福祉懇談会の開催・社会福祉協議会の事業実施状況・地域福祉実践計画策定の考え方を説明し、地域住民と意見交換を実施する。(年2~3地区程度)	単独	自主	町内会 町内各種公的委員 町内福祉関係団体	0	0	0	0	0		

	実践項目・事	業名				年	次 討	· 画		備考
重点推進項目	具体的事項	事業区分	財源 区分	関係機関	3	4	5	6	7	
2) 一人暮らしの 高齢者等の見 守り体制の整 備	活動中の2町内会と2町内(2個人)への活動支援	共 同 業	自主	町内会 民生児童委員 福祉関係ボランティア 新聞販売所等	0	0	0	0	0	
	 電話・訪問サービス等のボランティア担い手の育成 ・町内でも孤独死が増える傾向にあることから町内会役員等による安否見守り活動のためのボランティアを育成する。 ・各種ボランティア養成講座、研修会の開催 	共 同 業	自主	行政 町内会 福祉関係ボランティア	0	0	0	0	0	
	ハ 見守り、安否確認ネットワーク連絡会議の開催・各単位町内会で個々に活動している団体の連絡会議を立ち上げ、課題、悩みなどを情報交換する場を確保する。	共同事業	自主	町内会 民生児童委員 福祉関係ボランティア 防犯協会 地域安全推進委員	0	0	0	0	0	
	二 「一人暮らしの高齢者等」安否見守り対象者名 簿の作成・関係機関と連携し、地域における高齢者等の状況 を把握し、名簿を整理のうえ保管する。	共 同 業	自主	行政 町内会	0	0	0	0	0	

	実践項目・事	業	名					年	次計	· 画		備考
重点推進項目	具体的事項	事区	業分	財区		関係機関	3	4	5	6	7	
3) 高齢者が気軽 に集うことの できる「ふれ あいサロン」 の整備	イ 住民主体による「地域いきいきサロン」の運営・既に開設されている13町内会における「いきいきサロン」の運営支援の継続。	共事	同業	自公	主費	町内会 婦人赤十字奉仕団 福祉関係ボランティア	0	0	0	0	0	
	ロ サロンサポーターなどボランティアの育成確保サポーターの高齢化が問題となり、健康な高齢者も含めた体制の中で、ボランティア育成確保に努める。		同業	自	主	町内会 婦人赤十字奉仕団 福祉関係ボランティア	0	0	0	0	0	
	ハ サロン運営者連絡会議の開催・各単位町内会で個々に活動している団体の連絡会議を立ち上げ、課題、悩みなどを情報交換する場を確保する。	共事	同業		主費	町内会 婦人赤十字奉仕団 福祉関係ボランティア	0	0	0	0	0	
	二 常設サロン開設の検討・高齢者が気軽に立ち寄って、お茶や食事をすることが出来る「居場所づくり」のため、町内の空き家、空き店舗を活用した常設(週2~3)サロンの実施に向けた試行を検討する。	共事	同業	自公		行政 町内会 婦人赤十字奉仕団 福祉関係ボランティア	0	0	0	0	0	

	実践項目・事	業	名				年 2	次計	· •		備考
重点推進項目	具体的事項	事区	業分	 -	関係機関	3	4	5	6	7	
4) 防災並びに 災害時要支 援者への支 援体制	イ 町内会自主防災組織運営支援・自主防災組織全町内会13組織への運営支援の継続	共事	同業	主体	行政 町内会 消防団 警察署	0	0	0	0	0	
	□ 災害時要援護者等への炊出し訓練の実施・災害時に備え、町内会の防災訓練やイベントなどを利用して、レスキューキッチンの実演を実施する。	++	同業	主体	町内会 婦人赤十字奉仕団 福祉関係ボランティア	0	0	0	0	0	
	ハ 「災害時要支援者」支援マップの作成・地域における要支援者の状況を把握し、町内会地図に対象者を記載して支援マップを作成する。 (随時更新する。)		同業	主費	行政 町内会	0	0	0	0	0	
	二 災害時支援ボランティアの啓発、登録促進・災害時支援ボランティアの必要性を啓発し、登録制度を促進する。・災害時支援ボランティア活動の研修	共事	同業	主費	町内会 婦人赤十字奉仕団 福祉関係ボランティア	0	0	0	0	0	

	実践項目・事	業	名					年	次 計	· 画		備考
重点推進項目	具体的事項	_	業分	財区	源分	関係機関	3	4	5	6	7	
5) 振り込め詐 欺、消費者被 害の防止・救 済のための ネットワー	イ 被害防止関係情報の社協だより、ホームページ 町広報への掲載 ・関係機関から情報提供があった場合は、社協だより、ホームページ、町広報へ掲載し、注意を喚起する。		同業	自	主	行政 町内会 警察署	0	0	0	0	0	
クの整備	「いきいきサロン」での被害防止説明の実施・必要に応じて「いきいきサロン」で説明会を開催する。		同業	自公		行政 町内会 警察署	0	0	0	0	0	
	小 訪問介護サービス対象者への被害防止の徹底・各種の消費者被害を防止するための情報を共有し、ホームヘルパー訪問時等で被害を未然に防止する。	共事	同業	自	主	行政 町内会 警察署	0	0	0	0	0	
	二 法律関係機関との情報交換会の開催 ・法テラスと連携を保ち情報交換を密にする。	共事	同業	自	主	法テラス	0	0	0	0	0	

基本計画2 住民一人ひとりの生活課題を整理し、解決していくための体制づくり

高齢者の増加とともに、病気・介護・経済問題など生活課題を抱えた高齢者が増加することが見込まれ、それぞれの方が抱える課題解決のための体制づくりが求められています。また、混迷する経済状態の中で、生活保護の対象外の方で一時的に最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方(生活困窮者)に対する、生活資金の貸し付けや就労、住宅等、可能な限りの支援をしなければならないものと考えます。

また、認知症高齢者への支援は、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を暖かく見守る「認知症サポーター」を育成しての地域での支え合いをはじめ、判断能力が不十分になった人に親族がいない場合には、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う「市民後見人」を育成し、支援する体制の強化を図ることが望まれます。

更には、高齢者・障がい者にとって、深刻な問題は通院・買い物時の交通手段の確保であります。当社会福祉協議会として も「福祉有償運送」の許可を得て移送サービスを提供していますが、一般高齢者についても希望者が多い状況でありましたが 令和元年5月よりデマンドバスが、有償による本格運行を開始したことから、一般の高齢者の通院・買い物時の交通手段が確 保されたところです。しかしながら、今後の在り方等については、関係機関と連携し検討していく必要があります。

介護保険事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」は市町村が中心となって、家事などを支えるサービスや、住民 同士のつながりを中心とした介護予防教室などを利用し、地域全体で高齢者の生活を支えるとともに、高齢者自らが能力を最 大限に発揮してその人らしい暮らしを作っていく仕組みでありますが、介護事業所としての当社会福祉協議会も地域住民の要 望等に配慮するため、今後も検討を進めていく必要があります。

いずれにしても住民に対する支援体制は、様々な課題解決のため関係機関との連携を密にして、体制づくりをしていかなければならないものと考えております。

以上の考え方をもとにして「住民一人ひとりの生活課題を整理し、解決していくための体制づくり」を推進します。

	実践項目・事	業	名					年	欠 計	- a		備考
重点推進項目	具体的事項	_	業分		源分	関係機関	3	4	5	6	7	
1) 認知症高齢者 や家族への支 援体制の整備	イ 認知症の理解に関するセミナーの開催 ・町民の皆さんに、認知症に対する理解を深めても らうために、セミナーを開催する。	共	同業	自公		行政 福祉関係ボランテ ィア	0	0	0	0	0	
	□ 「認知症サポーター」育成への支援 ・認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を暖かく見守り地域で支えるため、行政が実施するサポーター育成講座等への支援。	共	同業	自公		行政 福祉関係ボランテ ィア	0	0	0	0	0	
	ハ 日常生活自立支援事業の援助体制強化・高齢や障がいにより日常生活の判断能力に不安のある方への福祉サービス手続や生活費管理等支援	共	同業		主費	行政 北海道社会福祉 協議会	0	0	0	0	0	
	一 市民後見の相談及び後見人の育成強化 ・判断能力が不十分になった人に親族がいない場合 には、本人に代わって財産の管理や介護契約など 法律行為を行うための相談や「市民後見人」育成 のための支援を行う。	共	同業	自公		行政 福祉関係ボランテ ィア	0	0	0	0	0	

	実践項目・事	業	名				年	次計	一		備考
重点推進項目	具体的事項	事区		財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
2) 日常的な生活、通院等に係る高齢者・ 障がい者への支援整備	イ 福祉有償運送 (移送サービス) の適正な運営 ・高齢者、障がい者にとって、過疎地での生活でもっとも不便を感じるのは、交通手段です。 道路運送法の許可を得て、実施している「福祉有償運送」は、利用者の利便性に考慮して今後とも経営の安定化を図り、利用者の足の確保に努める。	共事		自 主 公 費 利用者	函館運輸支局 行政	0	0	0	0	0	
	 日常的な生活支援ボランティア登録促進 ・少子高齢化が進展するとともに、ボランティアへの需要は高まる中、その担い手の確保は難しくなる一方で、登録制を採用し、その確保に努める。合わせて福祉サービスポイント制(地域商品券等)導入についても検討を進める。 	共事		自主公費		0	0	0	0	0	
	 ハ 福祉有償運送(移送サービス)制度対象外へのサービス実施の検討 ・移送サービスについては、要介護者や障がい者を対象としているが、一般高齢者からの利用希望も多いことから、「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象者の利用を検討する。 	共事	同業	自主公費		0	0	0	0	0	

	実践項目・	事 業	名					年	次計	· •		備考
重点推進項目	具体的事項	事区	業分		源分	関係機関	3	4	5	6	7	
3) 離職者、一時 的生活困窮者 への支援整備	イ 生活困窮者への自立支援相談 ・生活保護対象外の方で一時的に最低限度の生活を維持することが困難な方に対する就労・住宅確保や生活資金貸付などの相談を受け付け可能な限りの支援を行う。(おしまHOTかないセンターとの連携)	重	同業		主費	行政 民生児童委員 北海道社会福祉協 議会 おしまHOTかな いセンター	0	0	0	0	0	
	□ 資金情報制度の社協だより、ホームページへの 掲載 ・最近の経済状況を勘案し、「生活応急資金制度」 「生活福祉資金制度」、「小□資金」、「総合 支援資金」など社協だよりやホームページへ掲 載し、啓蒙に努める。		独	É	主	行政 北海道社会福祉協 議会	0	0	0	0	0	
	 八 民生・児童委員と連携した貸付世帯への生活 支援・償還指導 ・「生活応急資金」「生活福祉資金」双方とも、需要 があり、多くの生活困窮世帯を救ってきたのは 事実であるが、他方、滞納者のいることも見逃す ことはできない。 「生活応急資金」については、ほとんど問題はないが、「生活福祉資金」については、滞納が相当 長期化しているものもあり、償還指導に努める。 	共事	同業	自公		北海道社会福祉協 議会 民生児童委員	0	0	0	0	0	

	実践項目・	事 業	2	,				年	次計	· •		備考
重点推進項目	具体的事項	事区	業分		-	関係機関	3	4	5	6	7	
4) 高齢者虐待、 障がい者差 別、児童虐待 など総合相談 機能支援体制	イ 高齢者虐待事例対応体制の整備 ・高齢者虐待対応等の研修会に参加し、実態に対する理解を深め、対応等のスキルを高める。	共事	同業		主費	行政 民生児童委員	0	0	0	0	0	
の整備	□ 障がい者差別の解消事例対応体制の整備 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されたことから対応指針等の研修会に参加し、実態に対する理解を深め、対応等のスキルを高める。	共	同業		温 H	行政 民生児童委員	0	0	0	0	0	
	ハ 児童虐待事例対応体制の整備・児童虐待対応等の研修会に参加し、実態に対する理解を深め、対応等のスキルを高める。	共事	同業		主費	行政·教育委員会 民生児童委員	0	0	0	0	0	
	一 地域の関係機関との連絡会議の開催・ 青少年健全育成町民会議、定例民協など既存の会議等を通じて、地域の関係機関との連携を深めるように努める。		同業	自	主	行政·教育委員会 民生児童委員	0	0	0	0	0	

	実践項目・	事 業	名				年	次計	· •		備考
重点推進項目	具体的事项	事 業区 分		源分	関係機関	3	4	5	6	7	
5) 介護保険サー ビス等の質と 量の確保	イ 訪問介護事業の推進 ・介護予防・日常生活支援総合事業」により、対象者への介護予防と自立支援について、町と連携しながら、事業運営に努める。				行政 サービス事業者	0	0	0	0	0	
	生活支援コーディネーター配置を支援・生活支援、介護予防サービスの充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の要請・発掘等を行う「地域支え合い推進員」の配置を支援する。			主費	行政	0	0	0	0	0	
	ハ 居宅介護支援事業の推進・過疎地でのケアマネージャー確保が深刻化していることから、優秀な人材確保に努める。	共 同		主費	行政 サービス事業者	0	0	0	0	0	
	二 障がい者福祉サービスの継続と充実・身体障害者日常生活自立支援法に基づきサービス事業所として、サービスを提供しているが対象者の減少により厳しい経営となっているが、福祉サービスの基本である「誰もが安心して暮らせる」ため、これまでと同様のサービスを提供する。	共 同		主費	行政 サービス事業者	0	0	0	0	0	

基本計画3 地域づくりを主体的に担うひとづくり

少子・高齢化の進展に伴い、福祉サービスへの需要が増大しており、福祉サービスを担う人材確保がますます重要となってまいります。

このような状況の中にあってボランティアの担い手の高齢化は深刻な地域課題であり、これまで支援の受け手であった高齢者・障がい者についても、今後はその人ができることで地域活動に参加し支え合う関係を築くため町内会シニア有償ボランティア組織への加入や健康高齢者に地域活動の担い手になっていただくための取組を強化することが重要となります。

また、社会貢献、社会参加への意識の高まりを背景に町内企業や中高校生のボランティア活動への参加の動きもあることから、「共に支え合い、助け合う」意識を高めるための講演会や研修会の開催、ボランティア活動体験機会を積極的に提供することを考えて行かなければなりません。

更に、質の高い地域福祉サービスを確保し地域活動がスムーズに展開されるためには、リーダーの存在を忘れてはならないものと考えます。当町におけるボランティア組織の会員や町内会役員にリーダーとして活動していただくための育成の場を提供すると同時に、お互いの研鑚、情報交換のための組織間交流や町内会事務局体制の強化支援についても取り組んで参ります。

当社会福祉協議会では、各福祉関係団体に対する運営協力として事務局を受け持ち活動の支援をしておりますが、自主運営が出来るよう、指導、支援して行かなければならないものと考えます。

以上の考え方をもとにして「地域づくりを主体的に担うひとづくり」を推進します。

	実践項目・事	. 業	 名			年	次計	· •		備考
重点推進項目	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事 業 区 分	財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
1) 中高年ボラン ティアの発掘 と育成	イ ボランティア発掘のための地域との話し合い ・地域活動に参加し支え合う関係を築くため「地域福祉懇談会」やボランティア研修会を実施して担い手の発掘のため地域との話し合いに努める。	単独	自主	町内会 町内各種公的委員 町内福祉関係団体	0	0	0	0	0	
	ボランティア募集の社協だより、ホームページへの掲載事業展開の主旨、中高年ボランテイアの必要性などを社協だよりやホームページへ掲載し、啓蒙に努める。	単独	自主	町内会	0	0	0	0	0	
	0.7 小座 かじ。	共 同		町内会 有償ボランティア	0	0	0	0	0	
		共 同 事 業	自主	町内会 福祉関係ボランテ ィア	0	0	0	0	0	

	実践項目・ 事	事 業	名	,			年	次計	画		備考
重点推進項目	具体的事項	_	•	財 源 区 分	関係機関	3	4	5	6	7	
2) 中高生を対象 とした福祉教 育の推進	イ 福祉協力校の指定と学習・活動機会の提供 ・少子・高齢化の進展に伴い、福祉サービスを担 う人材を確保するため、将来を担う子供たちの 意識を高め、福祉協力校の指定と学習・体験機 会の提供の確保に努める。			自 主公 費		0	0	0	0	0	
	ロ ボランティア入門講座 (中高生対象) の開催 ・教育関係者の皆さん、中高生の皆さんに、ボランテイア教育の理解を深めてもらうために、セミナーを開催する。			自 主 公 費		0	0	0	0	0	
	ハ 中高生ボランティアの必要性についての懇談会の開催・福祉協力校の指定と学習・体験機会の提供を含中高生ボランティアの必要性についての共通理解を得るため関係機関と懇談会を実施する。		同業	自 主	教育委員会中高等学校	0	0	0	0	0	

	実践項目・	事業	€ 2	3				年	次計	· 画		備考
重点推進項目	具体的事項	事区	業分	財区	源分	関係機関	3	4	5	6	7	
3) 住民主体の地 域福祉活動を 担うリーダー の育成	イ 地域福祉活動リーダー養成講座の開催 ・町民の皆さんに、地域福祉活動リーダーの必要性の理解を深めてもらうために、養成講座を開催する。		同業	自	主	町内会 町ボ連協	0	0	0	0	0	
	ロ ボランティアリーダー養成研修会への参加・地域福祉活動リーダーの資質の向上を図るため渡島地区研修会に積極的に参加する。	共事	同業	自	主	北海道社会福祉協 議会渡島地区事務 所 渡島地区ボ連協	0	0	0	0	0	
	ハ 当事者組織間の交流会の開催・地域福祉活動に関わる、様々な団体が抱える課題・悩み等を話し合える交流会を開催する。	共事	同業	自	主	町内会 婦人赤十字奉仕団 町ボ連協	0	0	0	0	0	
	二 町内会事務局体制の強化支援・地域福祉活動の中核は、町内会活動であることから、各町内会事務局への支援・協力を強化する。	単	独	自	主	町内会	0	0	0	0	0	

	実践項目・	事業	名	j				年	次計	曲		備考
重点推進項目	具体的事項	-	I	財	源分	関係機関	3	4	5	6	7	
4) 福祉関係団体 に対する運営 協力と自主運 営に向けての 検討・協力	イ 共同募金委員会事務局の運営 ・過疎化の進行により、募金目標達成が厳しい状況となっていることから、募金の使途についての広報等を行い、適正な運営を図る。	共		自立		共同募金委員会北海道共同募金会	0	0	0	0	0	
1900 000	り 身体障害者福祉協会事務局の運営・会員の高齢化が進んでいることから、新規会員の確保を図り、適正な運営を行っていく。	' '	I	自二公		行政 身体障害者福祉協 会	0	0	0	0	0	
	ハ 婦人赤十字奉仕団事務局の運営・従来同様、適正な運営を行っていく。		-		主費	行政 婦人赤十字奉仕団	0	0	0	0	0	
	ニ ボランティア連絡協議会事務局の運営 ・従来同様、適正な運営を行っていく。		同業	É :	主	ボランティア連絡 協議会	0	0	0	0	0	
	ホ 福祉団体自主運営化に向けての検討・支援 ・自主運営できる方向へ検討・支援を行う。		同業	自:	主	各福祉団体	0	0	0	0	0	

基本計画4 課題に柔軟に対応し、解決していくための社協組織づくり

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域福祉の地域課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことができる 地域福祉の実現を目指して活動しておりますが、地域福祉活動を推進するためには町民みなさんのご理解とご支援をいただく ことが大切であります。町民のみなさんに理解していただくため広報誌の発行や各町内会での「地域福祉懇談会」を開催して 参りました。

しかし、住民からの福祉サービスは多様となっていることから、ニーズ把握をしっかり行い、新たに教育関連団体や経済関連団体等と協力体制を構築して地域の特性を踏まえた福祉活動に取り組むとことが重要となってきました。

また、組織づくりの基本は、人づくりであり、職員の資質の向上に努めるとともにあらゆる研修機会を活用し役員研修にも 取り組むことが重要と考えております。

組織の経営基盤は、財源の確保が重要となることから会費・共同募金の還元金・寄付金の自主財源の確保とともに質の高い サービスを提供して介護保険サービス事業等の収益確保に取り組んで行かなければなりません。

従って、第6期地域福祉実践計画は、当社会福祉協議会の中長期計画・経営方針の基礎となるものであり、当計画の策定委 員会を計画策定後は評価委員会へと移行し、定期的に計画の評価をすることにより、組織の活性化へつながるものと考えます。

以上の考え方をもとにして「課題に柔軟に対応し、解決していくための社協組織づくり」を推進します

	実践項目・	事 業	*	3				年	次計	· •		備考
重点推進項目	具体的事項		業分	財区	源分	関係機関	3	4	5	6	7	
1) 地域福祉の推 進役としての 社協組織の住 民理解の推進	イ 社協だよりの充実強化 ・様々な社会福祉協議会の情報提供のために、社協だより(年2回発行)の充実に努める。	単	独	自	主		0	0	0	0	0	
	□ 社協ホームページの開設・様々な社会福祉協議会の情報提供・情報開示のために、社協ホームページを開設する。	単	独	自	主		0	0	0	0	0	
	ハ 総合相談窓口の充実・福祉サービスや心配ごと相談など各種相談の窓口として住民に周知し、住民が気軽に相談ができる環境に努める。(町内会移動相談所開設を検討)		同業	自	主	行政 人権擁護委員 行政相談委員	0	0	0	0	0	

	実践項目・	事業	2	3				年	次計	· 画		備考
重点推進項目	具体的事項		業分	財区	源分	関係機関	3	4	5	6	7	
2) 地域福祉活動 団体への支援 強化	イ 社協安全安心ささえ愛活動支援事業助成 ・地域が抱える福祉課題や住民生活課題の解決 に向けた地域住民自らの活動を支援するため 助成金を交付する。		独	自	H,	町内会 福祉関係団体	0	0	0	0	0	
	・知内福祉関係団体への支援・知内町老人クラブ連合会、知内町身体障害者福祉協会、知内町母子会、知内町保護司会等への運営費助成支援の継続		独	自	H	福祉関係団体	0	0	0	0	0	

	実践項目・	事業	* 2	3				年	次計	· •		備考
重点推進項目	具体的事項	_		財区	源分	関係機関	3	4	5	6	7	
3) 社協の中長期 的な経営方針 の検討	イ 地域福祉実践計画評価委員会の設置と開催 ・第6期地域福祉実践計画策定委員会を同評価 委員会へ移行し、定期的に開催する	単	独	自	主	評価委員会	0	0	0	0	0	
	ロ 町からの委託事業の検証・「介護予防・日常生活支援総合事業」により、町からの委託されている事業の体制の確保や事業の検証を実施する。		同業		主費	行政 町内会 福祉関係ボランティア	0	0	0	0	0	
	ハ 訪問介護・居宅支援事業所運営の検証・介護保険の改正動向を見極めながら、利用者規模に見合った適正な職員体制を始めとする事業所運営の検証を要する。	共	同業	自公	主費	行政	0	0	0	0	0	
	一適正な職員処遇改善の実施・介護職員に対する処遇改善については、制度の動向を見極め、適切に対処する。	共	同業	自公	主費	行政	0	0	0	0	0	

				実践	項	目 •	事	業 :	名				年	次計	· •		備考
重点推進項目	具	体	的	事	項		事区	業分	財区	源分	関係機関	3	4	5	6	7	
4) 自主財源の安 定的確保	イ 会員会費・過疎化が進 とから、法 進める。	賃行し、₤	会費収.					独	自	主		0	0	0	0	0	
	井同募金理解推進・北海道共同材の有効がる。	と募金 募金委	額の増 員会と	:の連携	を図り	0、募金資			自公	主費	共同募金委員会	0	0	0	0	0	
	ハ 自主財源 。 • 「訪問介護新たな利所供する。	事業所	」「居宅	3支援事	業所			独	自公	主費		0	0	0	0	0	

	実践項目・	事業	名	l			年	次計	· 画		備考
重点推進項目	具体的事項	事》		財 原 区 分	関係機関	3	4	5	6	7	
5) 町・関係機関 との連携強化	イ 町と社協との懇談会開催 ・社会福祉協議会の積極的な事業展開は、町との積極的な関わり合いを抜きには語れないことであり、町長と社協役員との懇談会を積極的に開催する。		虫	自主	行政	0	0	0	0	0	
	 □ 教育関連団体や経済関連団体等との協力体制構築 ・住民からの福祉サービスは多様となっていることから、住民ニーズをしっかり把握し、地域の特性を踏まえた活動に取り組むため教育関連団体や経済関連団体等との協力体制を構築する。 	共事業	司業	自 主	教育関連団体 (青少年健全育成町 民会議・PTA等) 経済関連団体 (農協・漁協・商工会等)	0	0	0	0	0	
	ハ 制度・政策への提言機能の強化・国会議員、道議会議員との懇談会等に出席し 社会福祉協議会としての、地域福祉について の制度・政策を提言する。	一共	司業	自主	行政 国会議員 北海道議会議員	0	0	0	0	0	
	二 感染症予防対策の連携・感染症予防対策に対する町内会及び行政との連携		司業	自主	行政 町内会	0	0	0	0	0	

	実践項目・	事業	名			年	次計	· I		備考
重点推進項目	具体的事項	事 第 区 分	財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
6) 役職員の資質 の向上と法令 遵守の徹底	イ 法令遵守・リスクマネージメントに係る機能強化 ・北海道社会福祉協議会、渡島地区事務所の指導、助言を頂きながら、関係機関による各種研修会、講習会、インターネットを通じた迅速な情報の入手を心がけ、法令遵守・リスクマネージメントに係る機能強化を図る。	共原事業		行政 北海道社会福祉協 議会	0	0	0	0	0	
	□ 資格取得促進による専門職の確保と養成 ・ホームヘルパー資格取得者の上位資格である 「介護福祉士」の資格取得には、積極的に支援し、専門職の確保と養成に努める。	単独	自主		0	0	0	0	0	
	八 役職員研修会への参加・職員の資質向上に努めるため、各種研修会、 講習会には積極的に参加させ、役員について も各種研修会に参加出来る体制を図る。	単 独	自主	行政 北海道社会福祉協 議会	0	0	0	0	0	

知内町社会福祉協議会第6期地域福祉実践計画推進要綱

令和2年9月1日制定 社会福祉法人 知内町社会福祉協議会

1. 主 旨 地域福祉推進の主体である「市町村地域福祉計画」に対応した、社会福祉協議会の地域福祉に対する総合的な施策の推進が求められています。当社会福祉協議会では、「市町村地域福祉計画」との整合性、北海道社会福祉協議会並びに地域福祉関係団体との連携、さらには地域住民との対話を図りつつ、介護保険法、障害者自立支援法等、法や制度の改正による影響を考慮し、諸課題に対応する組織体制、事業推進体制、経営基盤確立を含めた「知内町社会福祉協議会第6期地域福祉実践計画」(以下「地域福祉実践計画」という。)を策定し「わがまちの社協の実態、福祉における位置づけ」を地域住民に明らかにするものです。

- 2. 実施主体 社会福祉法人 知内町社会福祉協議会
- 4. 計画内容 地域福祉実践計画は、「市町村地域福祉計画」との連携を前提として、 知内町の「地域福祉活動計画」「社協発展強化計画」の二つの側面を持つ ものです。

地域福祉実践計画は、「基本目標」「基本計画」「実施計画」を策定します。具体的な内容については、地域性等を考慮しながら策定委員会で協議して決定しますが、住民参加を強く意識した民間福祉活動計画という性格から、地域住民に広く受け入れられ、なじみやすい計画とするものです。

- 5. 推進方法 (1) 知内町社会福祉協議会が主体となり関係機関、団体、住民代表等から委員を選考し、「知内町社会福祉協議会第6期地域福祉実践計画策定委員会」を設置する。
 - (2)住民アンケート及び福祉座談会を開催し、広く地域住民の意見を求める。
 - (3) 北海道社会福祉協議会の指導・支援を受けて、効果的な計画策定の推進を図る。
- 6. 事 務 局 事務局は、知内町社会福祉協議会に置き全体で推進を図る。

附則

- 1. この要綱は、基本的方針なので、今後必要に応じ改定する。
- 2. この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

知内町社会福祉協議会第6期地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

令和2年9月1日制定 社会福祉法人 知内町社会福祉協議会

(設置)

第1条 この要綱は、知内町社会福祉協議会長の諮問に応じ、第6期地域福祉実践計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、知内町社会福祉協議会第6期地域福祉実践計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(組 織)

- 第2条 策定委員会は、委員12名をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知内町社会福祉協議会長が委嘱する。
 - (1) 町内会代表
 - (2) 民生児童委員代表
 - (3) 老人クラブ連合会代表
 - (4)身体障害者福祉協議会代表
 - (5) ボランティア団体代表
 - (6)教育関係者代表
 - (7) 公共的団体代表
 - (8) その他学識経験を有する者

(委員長)

- 第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長、副委員長は委員の互選による。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(仟 期)

第4条 委員の任期は、策定委員会の答申が終了するまでとする。

(会 議)

- 第5条 策定委員会は、委員長が招集する。
- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(費用弁償)

- 第6条 策定委員に費用弁償を支給する。
- 2 策定委員の会議の出席に伴う費用弁償は、社会福祉法人知内町社会福祉協議会理事等の費用弁償に関する規程を準用する。

(庶 務)

第7条 策定委員会の庶務は、知内町社会福祉協議会事務局において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定員会に関し必要な事項は知内町社会福祉協議会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

知内町社会福祉協議会第6期地域福祉実践計画策定手順

ステップ1 事前準備

- 1. 事務局での事前協議体制づくり
- 2. 第5期地域福祉実践計画等の評価、総括
- 3. 行政との連携
- 4. 先行事例の情報収集
- 5. 理事会・評議員会への提案資料の作成
- 6. 理事会・評議員会での承認

ステップ2 策定のための組織づくり

- 1. 策定委員会の役割
- 2. 策定委員会の立ち上げ(令和2年9月17日開催)
- 3. 計画策定の周知

ステップ3 現状把握・課題整理・問題の明確化

- 1. 地域特性の把握
- 2. 第5期地域福祉実践計画等の総括まとめ
- 3. 住民ニーズ把握のためのアンケート調査実施
- 4. 地域の福祉ニーズ、新たなニーズの把握のための地域懇談会の実施

ステップ4 基本目標・基本計画・実施計画策定

- 1. 事務局案の作成
- 2. 策定のための組織での検討
- 3. 計画素案に対する策定委員からの意見集約
- 4. 計画案の確定

ステップ5 承認

1. 理事会・評議員会で承認(制定)

ステップ6 啓発・広報

1. 幅広く地域住民の評価を得る機会を設けるため広報紙等にて周知する。

ステップ7 評価

1. 基本的には当策定委員会を「第6期地域福祉実践計画評価委員会」に置き換え当評価委員会が評価する。

第6期地域福祉実践計画策定スケジュール・委員名簿

〇策定スケジュール

9月中旬 第1回策定委員会(第5期の評価)

• 9月下旬

~10月下旬 住民アンケート実施

アンケート対象 町内会役員、老人クラブ会長、ボランティア連絡

協議会関係者、知内高校ボランティア部他

11月~ 町内会との懇談会実施

11月上旬 住民アンケート整理

・11月下旬 第2回策定委員会(住民アンケート等について報告)

2月下旬

~3月上旬 第3回策定委員会(答申)・3月下旬 理事会・評議員会で承認

〇委員名簿

委員長 今田恒夫 知内町社会福祉協議会副会長

副委員長 小 林 敬 子 知内町白ゆりの会会長

委 員 村 上 寿 知内町老人クラブ連合会長

一 戸 峯 子 知内町身体障害者福祉協会会長

伊藤 孝 しりうちボランティア団体連絡協議会会長

遠 藤 由 特養しおさい園施設長

佐藤曉樹 知内町社会教育委員会長

村 田 主 税 知内町民生委員協議会会長

手 塚 春 美 いきいきサロン代表者

西 山 大太郎 知内町町内会連合会長

仲 上 絢 子 婦人赤十字奉仕団会長

鳴海英人知內町生活福祉課長

答 申 書

令和3年3月10日

社会福祉法人知内町社会福祉協議会会 長藤谷利弘様

第6期地域福祉実践計画策定委員会委員長 今田 恒 夫

令和2年9月17日に貴職より諮問を受けました「知内町社会福祉協議会第6期地域福祉実践計画」の策定について、「第5期地域福祉実践計画」を評価しつつ、国・道・町の福祉政策を踏まえながら、将来の方向性を想定した実践計画に至るまで、4回にわたり策定委員会を開催し、総合的、客観的に慎重審議をした結果、別添のとおり知内町の「地域福祉活動強化」と「社会福祉協議会発展強化」の二つの側面をもった「知内町社会福祉協議会第6期地域福祉実践計画(基本理念・基本目標・基本計画・実践計画)」を答申致します。

知内町社会福祉協議会第6期地域福祉実践計画 策定のための住民アンケート結果

アン!	アート配布	348	件	回答 3	06 件	回答率	87	7.9%			
1.	調査にあれ	こっての基	礎的なこ	とについて	ておたずね	します。					
問1	あなたのか	生別はどち	らですか	。(どちら	らかに()						
		男性	2	女性							
(
回答]答 男性 152 人 49.7% 女性 154 人 50.3%										
問2	あなたのな	手齢は何歳	ですか。	(ひとつだ	ぎけの)						
	① 19点	遠以下	② 20h		③ 30歳		④ 40点				
	⑤ 50k	 贵 代	⑥ 60歳	遠代	⑦ 70k	 贵代	8 80歳	遠以上	J		
								(人)			
回答	1	2	3	4	6	6	7	8	計		
	8	1	19	21	26	58	106	67	306		
	2.6%	0.3%	6.2%	6.9%	8.5%	19.0%	34.6%	21.9%			
問3	あなたの	家族構成は	はどのよう	になってい	いますか。	(ひとつ)	だけの)				
	① ひとり)暮らし世	帯 ②) 夫婦のる	みの世帯	③ 親	と子の2	世代世帯			
	④ 親と	アと孫の3	世代世帯	5	その他()		
						(人)					
回答	1	2	3	4	6	計					
	44	101	101	38	12	296					
	14.9%	35.0%	34.1%	12.8%	4.1%						
問4	あなたの	家族内に高	「齢や障が	いなどのだ	こめに介護	を必要と	する方はい	いますか。			

② いない

85.3%

261 人

(ひとつだけの)

45 人

② いない

14.7%

① いる

いる

- 2. 地域との関わりについておたずねします。
- 問5 あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをしていますか。(ひとつだけ〇)
 - ① 家を行き来するほど親しくつきあっている
 - ② 顔が合えば立ち話をする程度 ③あいさつをする程度

 - ④ ほとんど付き合いはない ⑤隣近所にどんな人が住んでいるかわからない
 - ⑥ その他(

(人)

回答

1	2	3	4	6	6	計
116	124	48	7	0	0	296
39.3%	42.0%	16.3%	24%	0.0%	0.0%	

問6 あなたのお住まいの地域で、気になるところ(不安や不満)はありますか。 (あてはまるものすべてに〇)

- ① 住民間のコミュニケーションがとりにくい ② 地域(町内会)の活動が活発でない
- ③ 買物など日常生活が不便である ④ 病院など医療機関が遠い(少ない)
- ⑤ 保育所や介護施設などの福祉施設が遠い(少ない)
- ⑥ その他(

回答

1	2	3	4	6	6	計
43	50	47	151	20	13	324

- ⑥のその他 ・空き家が多くなってきた ・地域住民の高齢化 ・皆自分勝手である
- 誰とでも話し合うようにしています。
- 小さくて使いやすい町内会館で日常的に高齢者などと様々なことをしたい
- 田舎に住んでいるのですべての項目に該当する部分があるが、今は自分の車での生活のため
- 特に不安や不満はない。
- 問7 あなたは、ふだん地域でどのような活動に参加していますか。 (あてはまるものすべてに〇)
- ① 町内会の活動 ② 女性団体の活動 ③ 老人クラブの活動 ④ 子ども会の活動 ⑤ PTAの活動

)

- ⑥ スポーツ団体の活動 ⑦ボランティア活動
- ⑧ 趣味等のサークル活動 ⑨ 参加したことがない
- ⑪ その他(

回答

1	2	3	4	6	6	7	8	9	10	計
188	42	128	37	18	30	67	38	14	10	324

⑩のその他 ・有償ボランティア ・小学校プール学習及び学習支援活動

• 消防団員、社会教育委員

問8 あなたは、暮らしの中で相談や助けが必要なとき、誰に頼みたいと思いますか。 (あてはまるものすべてにの) 家族・親戚 ② 近所の人 ③ 知人・友人 ④ 職場の人 ⑤ 医療機関の医師 ⑥ 民生委員·児童委員 ⑦ 社会福祉協議会 ⑧ 地域包括支援センター ⑨ 町役場の職員 ⑩ 頼める人がいない ⑪ 頼むつもりはない 12 その他() 回答 1 2 6 8 9 (10) (11)(12) (3) 4 (5) \bigcirc 計 250 85 126 15 43 29 52 18 33 5 3 5 664 ⑩のその他 ・町内会長、町長、頼む内容による • ケアマネージャー 問9 あなたが、もし高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、地域の人たち に何をしてほしいですか。(あてはまるものすべてに〇) ① 安否確認の声かけ ② 趣味などの話し相手 ③ 買い物の手伝い ④ ごみ出し ⑤ 外出の手助け ⑥ 家の周りの掃除 ⑦ 除雪 ⑧ 介護や介助 ⑨ 短時間の子どもの預かり ⑪ 特にない ⑩ 緊急時の手助け ⑫ その他(回答 1 2 (3) 4 (5) 6 7 8 9 (10) (11)(12) 計 155 34 73 60 49 | 167 9 128 23 841 87 50 6 ⑫のその他 畑の草刈 ・なってみたらすべてかもしりません。 現在のところは、家族が健在なのであまり考えていない。一人暮らしの生活になった場合には すべての項目が当てはまると思う。

問10 隣近所で、高齢者や障がいのある人の介護・介助や、子育てなどで困っている家庭が あった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか。

(あてはまるものすべてに〇)

① 安否確認の声かけ ② 趣味などの話し相手

③ 買い物の手伝い

④ ごみ出し

⑤ 外出の手助け

⑥ 家の周りの掃除

⑦ 除雪

⑧ 介護や介助

⑨ 短時間の子どもの預かり

)

⑩ 緊急時の手助け ⑪ 特にない

⑫ その他(

回答

1	2	3	4	6	6	7	8	9	10	11)	12	計
198	47	80	87	54	53	85	20	22	112	18	2	778

20のその他 ・ 時々食事のおすそ分け

なってみなければわかりません。

- 3. 福祉サービスについておたずねします。
- 問11 あなたは、現在何らかの日常における支援を必要としている人が、十分な福祉サービス を受けているとお考えですか。(ひとつだけO)

福祉サービス: 行政が行う高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障がい福祉サービス、児童福祉サービス など

- ① 十分な福祉サービスを受けていると思う
- ② ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う
- ③ 十分な福祉サービスを受けているとは思えない

④ わからない

⑤ その他(

(人)

回答

1	2	3	4	6	計
30	131	39	79	4	283
10.6%	46.3%	13.8%	27.9%	1.4%	

- ⑤のその他 ・自分自身が体調悪い
- ・現在何も受けていません。家庭で行っています。
- ・自分がまだそう言う福祉サービスなどを受けた事がないので、今の現状を把握していま せん。調べて勉強したいと思います。
- 問12 あなたが、町内でこれから充実して欲しい、またはあれば良いと思う福祉サービスはなんですか。(あてはまるものすべてにO)
 - ① 独居高齢者の見守り強化に関する事業
- ② 家族介護者同士の交流事業
- ③ 子育て支援の充実強化に関する事業
- ④ 買い物代行支援事業
- ⑤ 病院等への移送サービス事業
- ⑥ 家の片づけ等の身近な困りごとの支援

- ⑦ 幼児教育(修学前教育)
- 8 その他(

)

回答

1	2	3	4	6	6	7	8	計
175	51	46	75	145	50	25	2	569

- **⑧のその他** ・除雪サービス
- ・現在何も受けていません。家庭で行っています。
- ・自分がまだそう言う福祉サービスなどを受けた事がないので、今の現状を把握していません。 調べて勉強したいと思います。
- 問13 あなたは、福祉を推進する社会福祉法人である知内町社会福祉協議会の活動や事業をしっていますか。(しっているものすべてにO)
 - ① 訪問安否確認

② いきいきサロン開催への支援

③ 福祉相談事業

- ④ 除雪サービス(町委託)
- ⑤ 生活福祉資金貸付(道社協)
- ⑥ 生活応急資金貸付

- ⑦ 赤い羽根共同募金
- ⑧ 訪問介護事業の運営(ホームヘルパー派遣)
- ② 福祉有償運送事業(外出支援)
- ⑩ 障がい福祉サービス事業(ホームヘルパー派遣)
- ⑪ 広報紙発行(社協だより)
- ⑩ 居宅介護支援事業(ケアプラン作成)

- ⑬ 福祉灯油購入費助成事業(町委託) ⑭ 紙おむつ支給事業(町委託)
- ⑩ 有償ボランティア組織運営支援 ⑩ 町内会自主防災組織運営支援
- ⑪ レスキューキッチン講習会 ⑱ 各福祉団体運営支援(老人クラブ・身障の会他)
- ⑲ 各種福祉団体の事務局(身障の会・赤十字奉仕団・福祉ボランティアの会)

1	2	3	4	6	6	7	8	9	10	11)
113	225	105	157	58	46	225	162	63	118	128
12	13	14)	15	16	17)	18	19	計		
87	104	21	64	91	46	90	88	1,9	91	

- 問14 知内町社会福祉協議会は、さまざまな福祉問題の解決に向けて活動や支援を行っていま すが、社会福祉協議会の行う活動・支援として、今後、充実したほうが良いと思うもの はどれですか。(3つまで0)
 - ① ボランティア活動の参加促進と支援
 - ② 住民による見守りや支え合い活動への支援
 - ③ 隣近所や町内会など、地域における住民同士の交流活動への支援
 - ④ 気軽に相談できる福祉総合相談の充実
 - ⑤ 誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実
 - ⑥ 地域住民への福祉に関する普及啓発
 - ⑦ 学校における福祉体験学習の推進
 - ⑥ 広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実
 - 9 特にない
 - ⑩ その他(

1	2	3	4	6	6	7	8	9	10	計
86	99	81	101	134	52	30	19	22	1	625

⑩のその他 ・介護福祉施設の増設

問15 今後、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めて行くため、社会福祉協議会の活動、 福祉サービスのあり方について何かご意見があればご記入下さい

回答は別紙に整理

問 15 の意見

- ① 現在、有償ボランティア事業を行っているようですが、私は、それに参加しておりません。ボランティアとは、善意で行うものであって、これを有償にしてしまうと義務感が強くなってしまい逆に参加しづらいです。一部の人が多くのボランティアを行う形ではなく、少しずつで良いから多くの人がボランティアに関われるスタイルで進めて頂きたい。(40代男性)
- ② 高齢化社会真っ只中、支える人はいない。支えてもらいたい人は、どんどん多くなっていく社会、安心してこの地域で果たしていつまで生活できるのだろうと、常に不安に駆られています。独居高齢者の見守り、民生委員の方たちが、各地域に配属されていると思いますが、今一この方たちの役割が目に見えてこない。家族で生活している方、子供が同一町内にいる方は不自由は感じないと思うが、近くに子供はいない親族は高齢・独居者にとっては、毎日不安との戦いだと思います。病気になったらどうしようかとか、誰が病院に連れて行ってくれるのだろうかとか思うことはたくさんあります。少しでも、このような人たちに寄り添えるようなサービスを期待します。また、包括支援センターでのサービス部門と社協のサービス部門が重複しているようにも見受けられますが、サービスを受ける者としては、混迷する部分もあります。縦割りではなく横割り形式で一本化し、よりサービスを明確に出来たらと思います。今後、現70歳以上の高齢者(団塊世代)が多く占め、5年後、10年後の先を考えて事業の強化が重要視されなければと思います。(70代女性)
- ③ 色々アイディアを考えとても良いことです。今後、老人の町になるかな・・・ますます活動の力を発揮する場面が増えます。宜しくお願いします。※防災が一番心配 i 具体的避難行動良い方法は?(マップ、防災ノートは、目で見るだけ)(70代女性)
- ④ せっかく良いことをしていると思いますが、情報提供がまだまだ不十分と思います。地域役員と連携してのより積極的な活動を期待します。(60代男性)
- ⑤ 現在では、社協の活動や福祉サービスに従事する人員は、極めて少ないと考えております。行政等の支援を受けながら従事者の増加を図ることが必要と思います。社協の財政に余裕があるとは思いませんので、国や町の協力的な支援が必要と考えますので前記の課題を克服するために協議会の関係者は、積極的に行動をすべきです。(60代男性)
- ⑥ 福祉サービスとの関連がないかもしれないが、町内において子供たちが働ける 企業、会社関係の設立を希望します。仕事場所があれば人口減少を防げると思い ます。知内町は二ラ、知内カキなどがあるのでこれらの2次加工での商品開発は どうなのか。(50代男性)
- ⑦ 介護などのサービスを受けていないので実感がわかない。(50代男性)
- ② ご近所、推進活動、声掛け・・・強化 防災無線を利用し、社協から「・・・お 知らせ」等は(70代男性)

- 9 特に高齢者世帯への福祉事業には、足で歩いて現場主義で実践してください。(70代男性)
- ① 社会福祉協議会の活動や事業などがたくさんさんあることを知りました。大変お疲れ様です。いきいきサロンやマチカフェころないなどとても良い集いの場所があります。自力で来られる方が年々少なくなっています。もし送迎などの支援が必要があれば、独居老人で外出できない本当の意味で支援を必要としている人が、参加しやすくなるのではないかなと思います。何らかの方法を考えてほしいと思います。(70代女性)
- ① 私どもだんだんと心ぼそくなってきています。今後、安心することは無理かな 本当につかれました。(80代男性)
- ② それぞれが、それぞれに支え合い、共存し、負担を減らして、活動できるような、 環境を作る。又は、もっと多くの人に周知してもらうような政策を(30代男性)
- ③ 現状以上の活動を願います。子と年寄りは国の宝です。(50代女性)
- ④ 社会福祉協議会の活動や事業を全部知らないので言えませんが、色々な活動に対して支援をしていただいているので助かっていると思います。(50代男性)
- (5) 非常に充実しておりますが、なお一層の充実をお願いします。(70代男性)
- (f) デマンドバスが利用できることがとても便利です。これからも利用したいと思っています。(70代女性
- ① 情報公開を・・・様々な情報公開を多くほしい。(70代男性)
- ③ コロナがあり、一人暮らしが大変なことがわかりました。(70代女性)
- ⑤ 日頃から町内の中心地での行事に参加できなくとも町内会の中で、いきいきと活動(使いやすい町内会館)できる場が欲しいと思います。1週間の中でメニューを(例えば健康・マージャン等生きがい、体操、趣味の手編み)お知らせし、3回程度なら老人クラブの仲間で支え合えると思います。(70代女性)
- ② 私には、子供が2人おります。息子は埼玉県、下の娘は千葉県に住んでおります。息子は、病院勤務をしております。医師ではありません。夫は10年前に亡くなりました。私は、子供たちの方に行ったり来たりしています。知内も病院なくなりみな困っております。私も過去行っておりました。(80代女性)
- ② 町外の病院等へ行く時、車の無い人たちのためにデマンドバス等を利用出来れば大変ありがたいと思います。(80代女性)
- ② 年に一度町内会にて社会福祉の活動、支援の話をしたらどうか。(80代女性)
- ② 事務的な対応でなく心のこもった対応をしてほしい。(70代男性)
- ③ 高齢者として有償ボランティアも年ごとに出来なく残念に思いますが、自分でできることは頑張っていきたいと思いますので福祉会の皆様に色々ご指導をお願い致します。(70代男性)
- ② 会長はじめ事務局・スタッフの皆様のご努力で弱い立場の方々の支援が行き届いていることを感じている一人です。今後もどうか、この態勢を持続されることを願っております。感謝を込めて。(70代男性)